

高千穂町告示第17号

令和3年第1回高千穂町議会定例会を次のとおり招集する

令和3年2月19日

高千穂町長 甲斐 宗之

- 1 期 日 令和3年3月2日
- 2 場 所 高千穂町役場議場

○開会日に応招した議員

佐藤さつき議員	板倉 哲男議員
磯貝 助夫議員	安在 昭則議員
本願 和茂議員	中島 早苗議員
馬原 英治議員	佐藤 久生議員
坂本 弘明議員	工藤 博志議員
富高健一郎議員	富高 友子議員
佐藤 定信議員	

令和3年 第1回 高千穂町議会定例会会議録(第1日)

令和3年3月2日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和3年3月2日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに令和3年度施政方針
- 日程第5 報告第1号 専決処分書の報告について(南平団地)
- 日程第6 承認第1号 令和2年度高千穂町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第7 承認第2号 令和2年度高千穂町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第8 議案第1号 天岩戸交流センターあまてらす館の設置及び管理に関する条例の制定
について
- 日程第9 議案第2号 高千穂町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第3号 高千穂町簡易水道給水条例の一部改正について
- 日程第11 議案第4号 高千穂町地域振興基金条例の制定について
- 日程第12 議案第5号 四季見原すこやか森キャンプ場使用料徴収条例の一部改正について
- 日程第13 議案第6号 高千穂町公衆浴場使用料徴収条例の一部改正について
- 日程第14 議案第7号 高千穂町バス事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第8号 高千穂町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部改正について
- 日程第16 議案第9号 高千穂町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第10号 公の施設に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第11号 高千穂町課設置条例の一部改正について
- 日程第19 議案第12号 高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第13号 高千穂町附属機関設置条例の一部改正について
- 日程第21 議案第14号 高千穂町介護保険条例の一部改正について
- 日程第22 議案第15号 高千穂町地域福祉基金条例の一部改正について
- 日程第23 議案第16号 令和2年度高千穂町一般会計補正予算(第8号)

- 日程第24 議案第17号 令和2年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第18号 令和2年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第19号 令和2年度高千穂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第20号 令和2年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第21号 令和2年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第29 議案第22号 令和2年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）
- 日程第30 議案第23号 令和3年度高千穂町一般会計予算
- 日程第31 議案第24号 令和3年度高千穂町国民健康保険特別会計予算
- 日程第32 議案第25号 令和3年度高千穂町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第33 議案第26号 令和3年度高千穂町下水道事業特別会計予算
- 日程第34 議案第27号 令和3年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計予算
- 日程第35 議案第28号 令和3年度高千穂町介護保険特別会計予算
- 日程第36 議案第29号 令和3年度高千穂町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第37 議案第30号 令和3年度高千穂町国民健康保険病院事業会計予算
- 日程第38 議案第31号 令和3年度高千穂町水道事業会計予算
- 日程第39 議案第32号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第40 議案第33号 西臼杵郡公平委員会委員の選任同意について
- 日程第41 議案第34号 高千穂町教育委員会教育長の任命同意について
- 日程第42 議案第35号 高千穂町教育委員会委員の任命同意について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに令和3年度施政方針
- 日程第5 報告第1号 専決処分書の報告について（南平団地）
- 日程第6 承認第1号 令和2年度高千穂町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第7 承認第2号 令和2年度高千穂町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第8 議案第1号 天岩戸交流センターあまてらす館の設置及び管理に関する条例の制定
について

- 日程第9 議案第2号 高千穂町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第3号 高千穂町簡易水道給水条例の一部改正について
- 日程第11 議案第4号 高千穂町地域振興基金条例の制定について
- 日程第12 議案第5号 四季見原すこやか森キャンプ場使用料徴収条例の一部改正について
- 日程第13 議案第6号 高千穂町公衆浴場使用料徴収条例の一部改正について
- 日程第14 議案第7号 高千穂町バス事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第8号 高千穂町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部改正について
- 日程第16 議案第9号 高千穂町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第10号 公の施設に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第11号 高千穂町課設置条例の一部改正について
- 日程第19 議案第12号 高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第13号 高千穂町附属機関設置条例の一部改正について
- 日程第21 議案第14号 高千穂町介護保険条例の一部改正について
- 日程第22 議案第15号 高千穂町地域福祉基金条例の一部改正について
- 日程第23 議案第16号 令和2年度高千穂町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第24 議案第17号 令和2年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第18号 令和2年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第19号 令和2年度高千穂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第20号 令和2年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第21号 令和2年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第29 議案第22号 令和2年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）
- 日程第30 議案第23号 令和3年度高千穂町一般会計予算
- 日程第31 議案第24号 令和3年度高千穂町国民健康保険特別会計予算
- 日程第32 議案第25号 令和3年度高千穂町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第33 議案第26号 令和3年度高千穂町下水道事業特別会計予算
- 日程第34 議案第27号 令和3年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計予算
- 日程第35 議案第28号 令和3年度高千穂町介護保険特別会計予算
- 日程第36 議案第29号 令和3年度高千穂町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第37 議案第30号 令和3年度高千穂町国民健康保険病院事業会計予算
- 日程第38 議案第31号 令和3年度高千穂町水道事業会計予算
- 日程第39 議案第32号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第40 議案第33号 西臼杵郡公平委員会委員の選任同意について

日程第41 議案第34号 高千穂町教育委員会教育長の任命同意について

日程第42 議案第35号 高千穂町教育委員会委員の任命同意について

出席議員（13名）

1番 佐藤さつき議員	2番 板倉 哲男議員
3番 磯貝 助夫議員	5番 安在 昭則議員
6番 本願 和茂議員	7番 中島 早苗議員
8番 馬原 英治議員	9番 佐藤 久生議員
10番 坂本 弘明議員	11番 工藤 博志議員
12番 富高健一郎議員	13番 富高 友子議員
14番 佐藤 定信議員	

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 甲斐 順生	書記 佐藤健次郎
----------	----------

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	甲斐 宗之	副町長 ……………	藤本 昭人
教育長 ……………	濱田 琢一	総務課長 ……………	石渕 敦司
財政課長 ……………	佐藤 英次	税務課長 ……………	須藤 浩文
町民生活課長 ……………	興梠 晶彦	企画観光課長 ……………	山下 正弘
福祉保険課長 ……………	有藤 寿満		
農林振興課長兼農業委員会事務局長 ……………			甲斐 徹
農地整備課長 ……………	佐藤 峰史	建設課長 ……………	佐藤 雄二
会計管理者 ……………	興梠 貴俊	病院事務長 ……………	戸高 雄司
保健福祉総合センター事務長 ……………			林 謙一
上下水道課長 ……………	江藤 良一		
教育委員会次長兼教育総務課長 ……………			河内 晴彦
監査委員 ……………	中尾 清美		

午前10時00分開議

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 開会前にお知らせします。

本日と本会議 2 日目の 4 日に、課長補佐研修で各課補佐が議会傍聴に見えます。
御起立お願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御着席ください。

○議長（工藤 博志議員） ただいまから、令和 3 年第 1 回高千穂町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1. 会議録署名議員の指名について

○議長（工藤 博志議員） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定により、議長において、議席番号 9 番、佐藤久生議員、議席番号 1 0 番、坂本弘明議員を指名します。

日程第 2. 会期の決定について

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第 2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から 3 月 1 9 日までの 1 8 日間にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から 3 月 1 9 日までの 1 8 日間と決定しました。

なお、今会期の内訳につきましては、皆様のお手元に配付しています会期予定表のとおり行うこととします。

日程第 3. 諸般の報告

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第 3、諸般の報告を行います。

最初に、監査検査結果の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第 1 9 9 条の規定に基づく随時監査及び地方自治法第 2 3 5 条の規定に基づく例月現金出納検査の結果が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告とします。

続いて、議会運営委員会の閉会中の継続調査の報告を行います。

議会運営委員長から委員会調査報告書が議長に提出されていますので、その写しの配付をもつ

て報告とします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告並びに令和3年度施政方針

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第4、行政報告並びに令和3年度施政方針を求めます。

町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） おはようございます。

本日、令和3年第1回定例会に、議員の皆様方には御多用の中、御出席をいただきまして、心から厚く感謝を申し上げます。

開会前に、町議会議員として長年にわたり本町の振興・発展に多大な貢献をされた功績により、また、議会の運営及び地域の振興・発展への功労が認められ、全国町村議会議長会より表彰の栄に浴されました佐藤定信議員、坂本弘明副議長、工藤博志議長に、心より敬意を表しますとともに、改めてお祝いを申し上げます。今後とも本町発展のため御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、いわゆる第3波について、ようやく新規感染者数が下火となり、10都道府県に発令されておりました緊急事態宣言は、首都圏を除く6府県が2月末で解除となりました。

本県におきましては、1月7日に発令された県独自の緊急事態宣言は2月7日まで延長され、2月8日からは感染拡大緊急警報に移行し、引き続きレベル3の警戒は継続中ではありますが、ここ数日、新規感染者数が一桁またはゼロとなっております。

本町におきましては、2月上旬に新たに5名の方が感染され心配をいたしましたけれども、現在は全員回復をされ、新たな感染者もなく、関係各位の御尽力により感染拡大は阻止されたと思っております。

全国的には、新規感染者数は下げ止まり傾向にあり、都市部での終息はまだ先であると言われておりますので、引き続き町民の皆様へは、感染拡大防止行動の徹底を呼びかけてまいりたいと思います。

これまでのコロナ禍に係る経済支援対策等につきましては、後ほど行政報告にて詳細を報告させていただきます。

次に、先週26日の新聞報道等で既にご存知のことと思いますが、九州中央自動車道の高千穂～雲海橋間約3.3キロ区間が、2021年度新規事業化される見通しとなりました。総事業費160億円が見込まれ、事業化されれば、熊本県嘉島ジャンクションから延岡ジャンクションまでの約95キロのうち、未事業化区間は約35キロとなり、早期整備への大きな前進となります。

これまでの、議員各位の陳情活動、期成会活動への御協力に心より感謝を申し上げます。

次に、高病原性鳥インフルエンザにつきましては、本県で今季12例目となる感染が、先週25日に都城市のブロイラー養鶏場で確認をされ、3万9,000羽が殺処分されました。これまで、県全体で累計92万羽が殺処分されたところであり、本町におきましても、まだまだ予断を許さない状況でありますので、本町の15農場には、引き続き徹底した防疫体制を呼びかけてまいりたいと思います。

さて、令和2年度も残すところあと1か月を切り、防災行政無線施設整備工事は事業完了が令和3年度へ繰越となるものの、町営南平団地建設工事ほか、予定した各種事業も順調に進捗しているところであり、議員各位の御理解・御協力に重ねて感謝を申し上げます。

それでは、令和3年度の予算編成方針並びに当面する町政につきまして、御報告を申し上げます。

まず、令和3年度当初予算編成の考え方についてでございます。

令和3年度の予算編成作業につきましては、例年より1か月早め10月より着手し、各課内で十分な協議を行い、歳入の確保と事業効果の検証及びそれに伴う歳出の見直しに努めるよう指示をしたところでございます。

本年度は、防災行政無線や町営住宅建て替え等の大型事業が減り、昨年度より減額した予算編成といたしました。

歳入においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、町税の大幅な減収を見込んでおります。

また、ここ数年当初予算の段階から財源不足を財政調整基金により補填しておりましたが、適正な残高を確保すべく取崩しを最小限に抑えることに苦心したところでございます。

そのような中ではありますが、令和3年度も限られた財源を有効に活用し、全職員の知恵と工夫により、町制施行100周年から次の100周年に向けた一步を踏み出す新たな事業にも着手してまいりたいと考えているところであります。

一部、地方創生推進交付金の充当も念頭に、新たな事業として、民間活力を活用した地域商社「まちづくり公社」の設立に向けた準備を行うほか、高千穂高校魅力化プロジェクトとして、3町での高校支援も検討しつつ、町独自で先行しての支援事業にも乗り出します。

また、新規就農支援として、高千穂ファーマーズスクールを立ち上げるほか、IT企業誘致に向けた人材育成事業、大手航空会社であるANAからの人材派遣事業と合わせ、アフターコロナに向けた新たな観光コンテンツづくりにも取り組んでまいります。

また、役場内の組織再編として、新たに現在の財政課総合政策室を総合政策課として立ち上げ、鉄道公園化事業など新規プロジェクトを確実に前進させてまいります。

高速道路の整備促進に向けては、五ヶ瀬高千穂道路の用地買収が本格化し、新たに高千穂雲海橋間の事業化も前進が期待されることから、さらに体制を強化し、国・県と連携し円滑な事業進捗を図ってまいります。

さらに、町立病院の在り方につきましては、別途後ほど説明いたしますが、県からの職員派遣と3町職員により西臼杵地域公立病院統合再編準備室を立ち上げ、3年後の統合再編を目指し、本格的な準備に着手する予定でございます。

新型コロナウイルスへの対応といたしましては、国策として行われるワクチン接種に向けての接種体制を確立するための予算を中心に編成し、さらなる感染予防対策や経済対策につきましては、国において繰越予定の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を財源に、感染状況をみながら、また町内の各経済団体等の意見も伺いながら、補正予算にて適切に対応してまいりたいと考えております。

また、いまだ新型コロナウイルス感染症の完全な終息が見通せない中、急な事態に対処するため、予備費を例年より増額して計上したところでございます。

まずは、町民の皆様方へのスムーズなワクチン接種に努め、国や県の動向を注視しつつ、新たな事態には速やかに柔軟に対応してまいります。

予算の詳細につきましては、後ほど提案理由において御説明を申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

これまで、本町における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業を中心に行ってきたところでございます。第一次から2月2日及び2月10日に通知がありました、第三次までの交付限度額を合わせますと、総額6億4,832万7,000円の事業費となっております。

昨年5月1日に通知がございました、第一次分9,970万3,000円は、補正予算1号及び2号に充当し、14事業を実施いたしました。感染拡大防止対策として、町立病院で疑似感染者から検体を採取する接触者外来の受入れ体制の整備及び、新型コロナウイルス感染症の患者の受入れ体制整備に取り組みました。また、必要な衛生用品を支給するため、幼稚園・保育園・老人施設等40施設にマスクを配布する必要物品供給事業や、避難所の衛生環境を保つため、マスク等を備蓄する防災活動支援事業も行ったところでございます。

第1波で影響の大きかった商店や旅館業の支援として、家賃等緊急対策支援補助金や宿泊業緊急対策支援補助金を交付し、また、停滞する経済を活性化するため、商品券事業なども行ったところであります。

さらなる経済対策といたしまして、農業分野では特に経営が厳しく、資金繰りが困難となった肥育農家への支援や、農産物消費拡大事業を行ったところでございます。

6月24日に通知がございました、第二次分3億4,886万3,000円は、補正予算3号を編成し、40事業を行ったところであります。

まずは停滞している町内の経済状況を緊急に支援し、町内商店での消費活動を喚起することを目的に、町民一人当たり5,000円の商品券を配布いたしました。また、特に影響を受けやすい妊娠中の方に対し、1人当たり10万円の妊婦臨時特別給付金を支給させていただきました。

感染拡大防止対策としては、高齢者施設や障害者施設、重度心身障害者へのマスク配布や、役場庁舎内空調設備整備を行いました。

また、マイナンバーカード管理システムの導入や役場庁舎内の情報ネットワーク整備、LINE公式アカウントによる情報発信事業、福祉関係者を結ぶWeb会議システム整備、町立病院のオンライン診療・服薬指導のための通信インフラ整備、議会を中心としたリモートワーク環境整備、小・中学生に1人1台のタブレットを整備するGIGAスクールタブレット購入事業、町立図書館蔵書検索予約システム導入など、町内のICT化は以前と比べ、格段に進んだと考えております。

経済対策といたしまして、8月1日から16日にかけて、県から休業要請に応じた飲食店に協力金を支給いたしました。また、次期作を含めた農業用資材や機械の導入等の生産活動に対する支援を行う営農継続補助金の交付や、家畜市場での購買意欲向上を目的に、購買者の来訪に係る経費及び家畜の輸送経費を助成する高千穂家畜市場活性化支援事業を西臼杵3町にて行いました。

さらには、ポストコロナを見据えた観光VRコンテンツ制作、高千穂鉄道・鉄道遺産化事業、宿泊割引事業を行ってまいりましたが、宿泊割引事業につきましては、国のGoToキャンペーンの停止に伴い本事業も停止しておりますので、現在の感染拡大の状況を鑑み、国の動向を見ながら、できましたら来年度に繰り越しまして、国のGoToキャンペーンの再開と共に、再度実施してまいりたいと考えております。

最後に、第三次分につきましては、2月2日及び10日に、合わせて1億9,944万6,000円の通知がございました。今回、実施計画を策定する中で、これまでの充当事業を見直し、1,100万円程度の財源をねん出した上で、国庫補助事業等の本町負担額及び、1月9日から2月7日に出された宮崎県緊急事態宣言に伴う営業時間短縮要請協力金の本町負担分に充当いたしました。また、今回の定例会に上程いたします補正予算案の中で、GoToトラベルの中止や宮崎県独自の緊急事態宣言発出に伴い影響を受けた全業種に対し、本町独自に支援金を支給する「緊急事態宣言影響対策支援金」を計画し、その財源に充てたところでございます。

残りの、1億2,961万9,000円につきましては、国が令和3年度に繰り越した上で、4月に実施計画の申請となる予定でございます。

ここで、この宮崎県独自の緊急事態宣言に関連する国・県及び町の支援策について、少し詳細

に御報告をしておきたいと存じます。

まず、飲食店等への営業時間短縮要請につきましては、1月9日から22日まで、そしてさらに延長され2月7日までの30日間にわたり、町内約90店舗に御協力をいただきました。現在、協力金の申請を受け付けながら、並行して速やかに支給を行っているところであります。

関連して、県が飲食関連事業者等支援金の支給を予定しておりますが、これは飲食店と直接取引のある業者やタクシー、代行運転業者などを対象として、今年1月または2月の売上げが対前年同月比で50%以上減少している県内事業者に対して、1事業者当たり一律20万円の支給を行うというものであります。

これに合わせ、本町においても独自の支援策を講じる予定にしております。町といたしましては、お昼だけ営業している飲食店など、今回県の協力金、支援金に該当しない事業者でも、少なからず影響を受けている事業者は、ほかにもたくさん想定されることから、業種を限定せず、町内の中小企業者及び個人事業者で、今年1月または2月の売上げが対前年同月比で20%以上減少している事業者を対象に、1店舗当たり20万円、さらには従業員1人当たり3万円加算しまして、これは最大5名分15万円までとしておりますが、合わせて最大35万円を店舗ごとに支給する予定にしております。この支援金は、時短要請協力金受給店舗以外であれば、県の飲食関連事業者等支援金とは合わせて受給できることといたしております。

こうした状況は、しばらくは続くと思われまじし、全ての町民の皆様に影響を与えていると認識をしております。

去る2月24日に町内の経済団体の長にお集まりをいただき、新型コロナウイルス感染症対応経済対策会議を開催し、御意見を頂戴したところでありますが、感染防止対策はもちろんのこと、ワクチン接種やその接種が進み感染者が減少した上での経済復興対策について、今後の感染状況にも柔軟に対応できる対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種体制について御報告をいたします。

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、予防接種法の一部が改正されたことにより、予防接種法上の臨時接種に特例を設けて、厚生労働大臣の指示の下、対象者や期日、期間、使用するワクチンを指定して、都道府県の協力により市町村において実施するものとなっており、新型コロナウイルス感染症対策の重要な柱として実施されるものであります。

国が示す接種順位とスケジュールによりまして、2月17日から一部の医療従事者を対象とした先行接種が始められており、4月12日以降に65歳以上の高齢者、次に基礎疾患を有する方及び高齢者施設等の従事者の順に、接種を開始していく予定とされているところであります。

本町におきましては、ワクチンの供給が可能となった際に、町民の皆様への接種が迅速かつ適切に開始されることができるよう、必要なシステムの改修や医療機関との調整、接種会場の確保

等、接種に向けての準備をすすめているところでありますが、2月1日付で、保健福祉総合センター内に予防接種プロジェクトチームを立ち上げ、必要な人員を確保するとともに、業務体制の強化を図ったところでございます。

本町の接種体制につきましては、武道館を接種会場とし、集団接種を基本に実施することとしておりますが、現時点におきましては、本町へのワクチンの供給時期が不明確であるため、今後、国、県から発出される通知等により、具体的な日程を決定した後、接種の対象となる皆様へ、お知らせをしてみたいと存じます。

今回の新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種は、しっかりと情報提供を行ったうえで、接種を受ける方の同意がある場合に限り接種を行うことになっております。予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方を理解された上で、自らの意思で接種を受けていただくこととなりますが、国からワクチンの効果、有効性及び副反応に係る情報が、随時発信されておりますので、そういった情報の周知に努めるとともに、万全の接種体制を構築し、実施してみたいと存じます。

次に、西臼杵3公立病院の統合再編に伴う検討状況につきまして御報告をいたします。

令和2年6月に西臼杵3町長が集まりまして、今後3町が同じ方向に向かって統合再編に取り組むことを再確認し、関係各課に対し、令和3年4月より統合再編を実行するための準備室を設置し、必要な作業を滞りなく進めるよう指示したところであります。

また、3町長で、宮崎県福祉保健部長をはじめ、関係部署へ意思決定の御報告と、準備室への県職員派遣や補助金等の御協力を要望させていただきました。

予定通り、本年4月より西臼杵地域公立病院統合再編準備室を設置し、さらなる検討及び統合再編作業を進めさせていただきたいと考えております。

これまでの具体的な調査検討につきましては、委託業務に関する予算を昨年度の当初予算で御承認いただきましたので、予定通り緻密で幅広く進めさせていただいており、現在、公立病院の広域医療等に関する特別委員会委員長の坂本弘明副議長に、高千穂町議会を代表し、西臼杵郡における地域医療のあり方検討委員会の委員の一人として、御意見を伺っているところであります。

検討の状況につきましては、2月26日の議員全員協議会の場での福祉保険課長が説明したとおりではあります。今後、さらに大学病院や地域代表者の御意見を慎重に検討し反映をさせながら、本年6月の西臼杵地域公立病院部会最終報告以降、議会の皆様をはじめ、地域住民の皆様へ御説明申し上げ、御理解をいただければと考えているところであります。

この件に関する予算につきましても、令和3年度予算に計上し、御提案させていただいておりますので、御審議いただきますようお願いいたしますとともに、今後とも、さらなる御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（工藤 博志議員） 以上で、町長の行政報告並びに令和3年度施政方針が終わりました。

日程第5. 報告第1号

日程第6. 承認第1号

日程第7. 承認第2号

日程第8. 議案第1号

日程第9. 議案第2号

日程第10. 議案第3号

日程第11. 議案第4号

日程第12. 議案第5号

日程第13. 議案第6号

日程第14. 議案第7号

日程第15. 議案第8号

日程第16. 議案第9号

日程第17. 議案第10号

日程第18. 議案第11号

日程第19. 議案第12号

日程第20. 議案第13号

日程第21. 議案第14号

日程第22. 議案第15号

日程第23. 議案第16号

日程第24. 議案第17号

日程第25. 議案第18号

日程第26. 議案第19号

日程第27. 議案第20号

日程第28. 議案第21号

日程第29. 議案第22号

日程第30. 議案第23号

日程第31. 議案第24号

日程第32. 議案第25号

日程第33. 議案第26号

日程第34. 議案第27号

日程第35. 議案第28号

日程第36. 議案第29号

日程第37. 議案第30号

日程第38. 議案第31号

日程第39. 議案第32号

日程第40. 議案第33号

日程第41. 議案第34号

日程第42. 議案第35号

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第5、報告第1号から日程第42、議案第35号までの報告1件、専決処分承認2件、条例制定2件、条例改正13件、補正予算7件、当初予算9件、人事案件3件、その他1件の町長提出の報告、承認、議案、合計38件の提案理由の説明を求めます。

最初に、町長の説明を求めます。町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、私のほうから提案理由を説明させていただきます。

本日提案します議案は、報告1件、承認2件、条例案件15件、補正予算7件、当初予算9件、その他1件、人事案件3件の合計38件でございます。

はじめに、報告第1号につきましては、令和2年6月19日、議会の議決により工事請負契約を締結しました、令和2年度公営住宅南平団地建替事業 南平団地C棟建設工事について、請負金額の変更を行ったものであります。変更金額は、122万5,788円の増額で、変更後の金額を1億8,712万5,788円とするものです。

変更の主な内容は、敷地内の舗装に伴う、路盤整備の追加工事等により経費が増額となったものでございます。

次に、承認第1号令和2年度一般会計補正予算（第6号）についてであります。令和3年1月15日付で本職において専決処分を行いましたので、法の定めに基づき御報告を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,488万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を113億4,127万8,000円とするものでございます。

新型コロナウイルス感染拡大を受けて、県内に県独自の緊急事態宣言が発せられたことに伴う、飲食店への1日当たり4万円の営業時間短縮要請協力金支給によるものであります。

次に、承認第2号令和2年度一般会計補正予算（第7号）であります。同じく令和3年1月29日付で専決処分を行いましたので、御報告を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,336万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を114億463万8,000円とするものでございます。

緊急事態宣言が2月7日まで延長されたことに伴う、時間短縮要請協力金の追加支給によるものでございます。

以上、報告でございました。

次に、議案第1号天岩戸交流センターあまてらす館の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。平成28年度から取り組んでおります、天岩戸地区都市再生整備計画事業の一環として整備を進めてまいりました、天岩戸交流センターあまてらす館が完成し、2月3日に落成式を行ったところでございます。

供用開始するにあたり、適正な管理運営を行っていくため、本条例を制定するものでございます。

次に、議案第2号高千穂町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。平成30年度から建て替えを進めてまいりました町営南平団地が完成し、3月8日に完成検査を行い、新規入居を開始する予定であります。

この南平団地の完成に伴い、本条例の中で町営住宅の概要を記載しております別表を、新たな住宅の概要に改正するものであります。

次に、議案第3号高千穂町簡易水道給水条例の一部改正について御説明いたします。

今回の改正は、主に3つの改正を御提案しております。

まず、給水装置の新設又は改造しようとするときは、口径別の給水負担金を徴収することを定めるものであります。

次に、水道使用量の督促状を発行した場合は、1通につき110円の督促手数料を徴収すること及び延滞金を徴収することを定めるものであります。

3つ目に、管理運営を統合した黒口簡易水道組合の水道使用量を本年4月1日から上水道使用料と同額にするものであります。

次に、議案第4号高千穂町地域振興基金条例の制定について御説明申し上げます。

現在設置しております、ふるさと振興基金、地域活性化対策基金及びバス事業運営基金の3つの基金を合わせて、さらに有効かつ効率的な運用をするために、広く地域振興の目的を持った地域振興基金を新たに設置するものでございます。

次に、議案第5号四季見原すこやかの森キャンプ場使用料徴収条例の一部改正について御説明申し上げます。

この使用料につきましては、開村以来据え置かれておりましたが、近年の利用者の増や趣向の多様化及び管理体制の変化等に伴い、今回利用料を見直すものでございます。

次に、議案第6号高千穂町公衆浴場使用料徴収条例の一部改正について御説明申し上げます。

3月いっぱいを持っての高千穂の湯の閉館に伴い、料金を定めた別表から高千穂の湯を削除し、また、天岩戸の湯の料金に町内外の区分を新たに設ける改正であります。

次に、議案第7号高千穂町バス事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

高千穂の湯の閉館に伴い、使用料を定めた別表において、高千穂温泉とある部分を温水プールに改めるものでございます。

次に、議案第8号高千穂町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部改正について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る、借入れに対する利子補給事業のための基金を昨年設置しましたが、第1条中、新型コロナウイルス感染症の定義について、元となる新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正が行われましたので、それに合わせて改正するものでございます。

次に、議案第9号高千穂町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回の改正は、病院の診療放射線技師及び臨床検査技師の、勤務時間外における自宅待機手当の新設と病院の夜間看護及び夜間介護に従事する職員について、勤務時間に深夜の全部を含む場合の手当てを新たに設けるものであります。

次に、議案第10号公の施設に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回の改正は、条例別表第1に、天岩戸交流センターあまてらす館の追記と、重複記載されている五ヶ所地区簡易水道ほかの削除及び3月末で閉館する高千穂の湯を削除するものであります。

次に、議案第11号課設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回の改正は、財政課総合政策室を総合政策課とするための改正であります。

これまでは財政課に所属しており、財政課長が業務を掌握しておりましたが、鉄道跡地の公園化構想に伴う業務量の増加や高千穂高校の魅力化向上に向けた取組等、そして今後の高千穂町としての総合的な施策の調整を行うためには、担当の課長を配置して対応することが適切であるため、総合政策課を新設するものであります。

次に、議案第12号高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回の改正は、職員の結核休養制度について、罹患率の低下及び治療法の確立により、ほかの疾病と異なる取扱いをする必要がなくなっているため、本条例中の結核性疾患に係る項目を削除するものであります。

次に、議案第13号高千穂町附属機関設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回の改正は、附属機関として設置していましたが高千穂町公衆浴場等運営検討委員会の設置目

的が終了しましたので、本条例別表より削除するものであります。

次に、議案第14号高千穂町介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回の条例改正は、3年ごとに算定する介護保険料につきまして、第8期介護保険事業計画策定委員会におきまして審議を行いました結果、令和3年度から令和5年度までの3年間は、基準額で現行の保険料から年額3,600円引き上げ、年額5万7,600円とすることが妥当との結論に至りましたので、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第15号高千穂町地域福祉基金条例の一部改正について御説明いたします。

条例第1条で基金の設置目的を規定し、第2条では事業等の範囲を規定しておりますが、活用できる事業の範囲が狭いため、今回、第2条を削除し、第1条の設置目的を町民の保健福祉の増進を図り、地域福祉の充実に資する事業の財源に充てるとすることにより、活用の範囲を子育て支援、高齢者支援、障害者支援、貧困対策等、幅広く保健福祉の増進に活用できるようにするための改正であります。

次に、議案第16号から第22号までの補正予算7件について御説明申し上げます。

まず、議案第16号の令和2年度一般会計補正予算（第8号）についてであります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億3,911万6,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を111億6,552万2,000円とするものでございます。

今回の補正は、決算見込み及び事業実績確定による不用額の減額等が主なものでございます。

詳細及び、議案第17号から第22号の特別会計補正予算及び企業会計補正予算につきましては、それぞれ担当課長が説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

次に、議案第23号令和3年度高千穂町一般会計予算について御説明申し上げます。

新年度予算の総額は85億1,000万円、前年度比5億8,000万円、率にして6.4%減額の予算になったところであります。

減額となった要因は、防災行政無線デジタル化事業、町営南平団地の建設事業の終了が主なものでございます。

令和3年度、各分野の新規事業といたしましては、国の地方創生推進交付金を活用し、まちづくりや企業支援、地域特産品の開発や販売促進、ふるさと納税業務、本町の情報発信等も担える地域商社、まちづくり公社の設立準備事業費、高千穂高校魅力化プロジェクト事業費、高千穂ファーマーズスクールの立ち上げ、IT人材育成に係る経費のほか、国の地域おこし企業人プログラムを活用したANAからの人材派遣事業費等を計上いたしました。

また、田原中学校の高千穂中学校への統合に伴う通学手段の確保、中央保育園の改築事業に係る補助金、西臼杵3町立病院の統合再編準備室設置に係る事業費、新型コロナウイルス予防接種に関する事業費などのほか、ハード事業としては、小水力発電施設の整備事業費、鉄道公園化構

想の基本計画事業費などを計上しております。

継続事業としましては、例年通り基幹産業であります農林業の振興として、野菜、果樹、花卉栽培施設整備、シイタケ施設整備生産拡大、農業担い手・後継者育成支援事業、畜産振興、農業生産基盤の整備、農道・林道整備、森林整備及び有害鳥獣対策、農地防災減災事業などの経費を計上したところでございます。

商工・観光振興では、昨年実施できなかった百周年記念事業イベントの実施、高千穂峡周辺整備、移住・定住支援などの経費を計上しております。

交通網インフラ整備としては、道整備交付金事業、社会資本整備交付金事業、道路新設改良事業、道路維持事業、自然災害防止事業、まちづくり事業、都市再生整備計画事業などの経費を、生活環境・地域振興としては、合併処理浄化槽設置事業、サルタフェスタ等のイベント事業の経費を計上しております。

教育・福祉関連の事業としましては、スクールアシスタント配置事業、中学生までの子供医療費の無料化、不妊治療助成事業、子育て支援金事業等の少子化対策のほか、予防接種等の推進、障害者・児童福祉・高齢者対策など、それぞれの予算を計上したところであります。

一方、歳入ですが、町税及び地方譲与税は、減額の計上といたしました。特に町民税は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、8,500万円の減収を見込んでおります。地方交付税につきましては、総務省の要求額の伸びに応じ、昨年度より9,300万円を増額して計上しております。

ふるさと応援寄附金につきましては、伸び悩んではおりますが、昨年度と同額で計上しております。

町債につきましては、可能な限り交付税により措置されるもの及び将来にわたり世代間で公正な負担となるよう、事業を抽出して充当したところであります。

また、国・県支出金につきましては、それぞれ事業に見合う予算措置をしたところでございます。

以上、一般会計当初予算の概要でございます。

次に、議案第24号令和3年度高千穂町国民健康保険特別会計予算につきまして御説明いたします。

今年2月1日現在、国保加入世帯は1,998世帯、被保険者数は3,331名であり、昨年同時期と比較し49名の減となっております。

令和3年度予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億8,588万4,000円を計上しており、前年度より1億3,725万6,000円、7.14%の減となっております。

県の試算では、新型コロナウイルス感染症による病院の受診控えにより、医療費の減を見込んでおります。本町におきましても、引き続き医療費の抑制を図るため、保健予防活動を積極的に推進し、健全な運営に努めてまいります。

次に、議案第25号令和3年度高千穂町簡易水道事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,703万3,000円とするものであります。

歳入の主なものは、水道使用料が6,104万4,000円、一般会計繰入金が2,547万2,000円、雑入が39万3,000円、分担金及び負担金・その他が12万4,000円であります。

一方、歳出の主なものは、職員の人件費、各簡易水道組合への維持管理負担金、簡易水道組合の統合に伴う委託料や電気料等の衛生費を8,703万1,000円とするものであります。

次に、議案第26号令和3年度高千穂町下水道事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,816万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国庫補助金が100万円、一般会計繰入金が1億3,153万5,000円、起債が1,380万円、下水道使用料が7,100万円であります。

一方、歳出の主なものは、総務管理費のうち、人件費等が2,363万6,000円、公営企業会計移行業務委託料等が1,383万8,000円、下水道費は補助事業及び単独事業等に1,733万4,000円、公債費を9,707万8,000円、施設管理費を5,694万1,000円とするものであります。

次に、議案第27号令和3年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計予算について御説明申し上げます。

介護保険の認定業務を行うために、西臼杵3町で共同設置しておりますが、令和3年度当初予算の総額を歳入歳出それぞれ1,241万7,000円で計上し、対前年度比1.6%の減額としております。

次に、議案第28号令和3年度高千穂町介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

本年2月1日における介護保険第1号被保険者数は5,047名で、高齢化率が42%を超える中、介護給付費の増加が懸念されるところでございますが、令和3年度当初予算の総額を保険事業勘定が歳入歳出それぞれ13億6,829万6,000円で計上し、対前年度比4.6%の減額となっております。

また、サービス事業勘定が歳入歳出それぞれ1,268万9,000円で計上し、対前年度比14.2%の増額となっております。

人生100年と言われる時代の中、令和3年度につきましても介護予防事業を積極的に実施し、健康寿命を延ばす取組を行ってまいります。

次に、議案第29号令和3年度高千穂町後期高齢者医療特別会計予算につきまして御説明いたします。

今年2月1日現在、被保険者数は2,710名であり、昨年同時期と比較し87名の減となっております。

令和3年度予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,309万2,000円計上しており、前年度より47万6,000円、0.25%の増であります。

引き続き医療費の抑制を図るため、保健予防活動を積極的に推進し、健全な運営に努めてまいります。

次に、議案第30号令和3年度高千穂町国民健康保険病院事業会計予算について御説明いたします。

令和3年度の収益的収支予算につきましては、収益的収入額を20億5,539万8,000円、収益的支出額を23億5,019万7,000円と見込んでおります。

また、資本的収支の資本的収入額を1億5,664万5,000円、資本的支出額を2億4,526万円と見込んでおります。

資本的収支の不足額8,861万5,000円につきましては、消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。

町立病院の運営につきましては、厳しい経営状況となっておりますが、今後とも、地域医療ニーズに合った医療を提供し、患者様・御家族の満足度向上に努め、西臼杵の中核病院として、さらに努力をいたす所存でございます。議員の皆様、さらなるご支援をお願い申し上げます。

次に、議案第31号令和3年度高千穂町水道事業会計予算であります。まず第2条の業務の予定量としましては、給水戸数3,211戸、年間総給水量109万5,116立方メートル、一日平均給水量3,000立方メートルを予定しております。

また、主要な建設改良事業は、施設改良費と固定資産購入費を合わせまして、2,261万1,000円としております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、水道事業収益を1億6,952万3,000円、水道事業費用を1億6,916万6,000円としております。

第4条の資本的収入及び支出の予定額では、主な収入は企業債の2,000万円であり、支出は建設改良費や企業債償還金などを合わせて3,609万3,000円を計上しております。なお、資本的収支の不足額1,608万9,000円は、内部留保資金、建設改良積立金等で補填する予定としております。

次に、議案第32号工事請負変更契約の締結について御説明いたします。

令和2年6月11日、議会の議決により工事請負契約を締結しました令和2年度高千穂町防災

行政無線施設（同報系）整備工事について、請負契約の変更を行いたいので、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第33号西臼杵郡公平委員会委員の選任同意についてであります。

本議案は、任期満了に伴います西臼杵郡公平委員会委員の選任についてであります。平成25年4月から委員を務めていただいております須藤美津子氏の任期が本年4月25日まででありますので、後任に甲斐教也氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和3年4月26日から令和7年4月25日までの4年間となっており、経歴等につきましては、お手元に記載のとおりであります。

次に、議案第34号高千穂町教育委員会教育長の任命同意について御説明いたします。

瀧田教育長におかれましては、任期途中でありますが、本年3月31日をもって退任したいとの申し出があり、慰留いたしました。意志が固く、残念ではあります。その意をおくみすることといたしましたので、次期教育長について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

瀧田教育長には、平成28年11月25日の就任以来、4年4か月にわたり豊富な教職員経験を生かし、小中学校長をはじめとする教職員の指導など、本町教育行政の発展に御尽力を賜りました。特に、田原中学校の高千穂中学校への統合につきましては、PTAや地域住民への説明など大変な御苦勞をいただきました。また、町内全ての小・中学校にAEDの設置や普通教室にエアコンを設置するなど、学校環境の整備にも御尽力をいただきました。

これまでの御功績に対し、改めて敬意を表し、心より感謝を申し上げる次第でございます。

次期教育長として任命同意を提案しております方は、五ヶ瀬町在住の戸敷二郎氏であります。戸敷氏の略歴につきましては、お手元の資料のとおりでございますが、岩戸中学校校長、高千穂中学校校長などを歴任された人格・見識ともに申し分のない、本町の教育行政に携わっていただく方として適任者であると考えております。

任期は、瀧田教育長の残任期間であります。令和3年4月1日より令和4年11月24日までであります。

次に、議案第35号高千穂町教育委員会委員の任命同意について御説明申し上げます。

高千穂町教育委員会委員の吉村順正氏の任期が本年6月13日をもって満了となりますので、引き続き任命いたしたく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

任期は、令和3年6月14日から令和7年6月13日までの4年間でございます。なお、経歴等につきましては記載のとおりであります。

提案につきましては、以上であります。詳細につきましては、人事案件を除き、それぞれ担当課長に説明させますので、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（工藤 博志議員） 以上で町長の説明が終わりました。

ここで、11時15分まで休憩します。

午前11時03分休憩

.....
午前11時15分再開

○議長（工藤 博志議員） 休憩前に続き会議を開きます。

これから関係課長の説明を求めます。

まず、令和3年度当初予算を除く議案について説明を求めます。

初めに、承認第1号、第2号、議案第16号、第32号について、財政課長。

○財政課長（佐藤 英次課長） よろしくお願いたします。それでは、財政課所管の承認第1号、第2号、議案第16号、第32号について、御説明いたします。

まず、承認第1号令和2年度高千穂町一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。議案集の5ページをお開きください。

歳入歳出予算それぞれに5,488万円を追加し、歳入歳出の総額を113億4,127万8,000円とするものであります。

まず歳出ですが、1月9日から22日まで、宮崎県内に新型コロナウイルス感染拡大防止のための県独自の緊急事態宣言が発出され、酒類提供店等に営業時間短縮の要請がなされたことに伴う協力金の支給であり、1業者4万円、総額5,488万円を計上しました。

歳入につきましては、県補助金が4,939万2,000円、町負担分548万8,000円を財政調整基金により対応しております。

次に、承認第2号令和2年度高千穂町一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。議案集の19ページをお開きください。

歳入歳出予算それぞれに6,336万円を追加し、歳入歳出の総額を114億463万8,000円とするものであります。

緊急事態宣言が2月7日までに延長されたことに伴う、協力金の追加支給であり、総額6,336万円を計上しました。

歳入につきましては、県補助金が5,702万4,000円、町負担分633万6,000円を財政調整基金により対応しております。

なお、6号、7号とも、町負担分につきましては、国の交付金を充当いたします。

それぞれ9ページ、23ページ以降に、事項別明細書を添付しておりますので、参考にさせていただきたいと存じます。

次に、議案第16号令和2年度高千穂町一般会計補正予算（第8号）について御説明いたします。

議案集の73ページをお開きください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,911万6,000円を減額し、歳入歳出の総額を111億6,552万2,000円とするものであります。

また、第2条で繰越明許費、第3条で債務負担行為、第4条で地方債の補正を行うものです。まず、歳出から、主なものについて御説明いたします。

76ページをお開きください。各費目内で、増減があります。

総務費は、8,839万3,000円の減額です。防災行政無線費が4,263万9,000円、ふるさと納税に係る返礼品の報償費と1,000万円が減額の主なものです。

増額では、地方バス運行補助金469万円が主なものです。

民生費は、2,399万円の増額です。ときわ園介護用ベッド導入に係る負担金331万4,000円、障害福祉サービス費3,820万6,000円、地域子ども・子育て支援事業費266万3,000円が主なものです。児童手当533万円は、対象者数により、減額となりました。

衛生費は、242万1,000円の増額です。新型コロナワクチン接種委託料227万7,000円、会場使用料108万5,000円が主なものです。

農林水産業費は、5,540万6,000円の減額です。中山間地域直接支払制度事業費の交付金が4,812万5,000円の減、県営農村地域防災減災事業費等の負担金は773万6,000円の増となっております。

次に、商工費は3,273万円の減額です。県の緊急事態宣言により影響を受けた協力金の受給者を除く全商工業者を対象に、最大35万円の支援金4,500万円を計上しております。ほか、中小企業者特別融資保証料補助金等3,281万1,000円、誘客多角化等のコンテンツ造成事業貸付金2,494万1,000円、公衆浴場等の運営管理費1,109万1,000円、四季見原高原管理事業費が671万9,000円の減となっております。

次に、土木費は1,373万円の減額です。社会資本整備総合交付金事業1,040万円、都市再生整備事業費が1,100万円の増、都市計画総務費の下水道事業特別会計繰出金1,365万4,000円、公営住宅等関連事業費1,911万3,000円は減となっております。

次に、消防費は870万4,000円の減額です。消防団活動や行事の中止による非常備消防費1,115万3,000円の減額が主なものです。

教育費は1,214万円の減額です。社会教育各団体への補助金150万円、国民文化祭の関連経費が558万7,000円の減が主なものです。

最後に、災害復旧費は5,442万4,000円の減額です。農地農業用施設、公共土木施設災害復旧工事費の確定によるものです。

続いて、歳入について御説明いたします。

前に戻って、75ページをお開きください。

まず、法人事業税交付金は400万円の増額ですが、本年度から新たに交付されるものです。

自動車取得税交付金977万4,000円の減額は、消費税の税率改正に伴い、廃止されたものです。

分担金及び負担金は459万9,000円の減額です。農地農業用施設の災害復旧費の地元分担金、健康診査費負担金が主なものです。

使用料及び手数料は3,241万3,000円の減額です。公衆浴場入湯料、キャンプ場使用料の減です。

国庫支出金は7,283万9,000円の増額です。事業により増減となっており、新型コロナ臨時交付金が6,982万7,000円、障害福祉サービス費が1,650万円の増、公営住宅等関連事業費推進事業費が368万円、公共土木施設災害復旧費が2,067万7,000円の減となっております。

県支出金は3,110万1,000円の減額です。

障害福祉サービス費は920万円の増、中山間地交付金3,607万4,000円の減が、増減の主なものであります。

財産収入は133万円の減額です。町有地流木売払い収入は684万7,000円の増、養魚場の魚売払い収入が817万7,000円の減となっております。

寄附金1,999万1,000円の減額は、ふるさと納税寄附金です。

繰入金は4,724万1,000円の減額です。ふるさと応援基金を財源として予定していた100周年事業の延期によるもの及び、財源調整による財政調整基金からの繰入金の減によるものです。

諸収入は2,750万6,000円の減額です。誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成事業費貸付金2,393万円の減が主なものです。

最後に、町債は1億4,200万円の減額です。各事業費の見込額に伴い、借入額を減額したものです。

議案集の81ページ以降に、歳入歳出補正予算の事項別明細書を添付しておりますので、参考にさせていただきたいと存じます。

ここまで、承認第1号、第2号、議案第16号、令和2年度一般会計補正予算（第6号）、（第7号）、（第8号）の説明でございました。

次に、議案第32号工事請負変更契約の締結について御説明いたします。

議案集の1,058ページをお開きください。

令和2年6月11日議会の議決により、工事請負契約を締結しました令和2年度高千穂町防災行政無線（同報系）整備工事について、追加の工事に伴う費用を増額するために変更契約を行う必要が生じたので、議会の議決をお願いするものであります。この工事につきましては、当初契約額が4億8,818万円、変更額は2,938万2,473円で、変更後の契約額は5億1,756万2,473円となっております。2月15日に変更仮契約を結んでおります。

主な内容は、各世帯に設置されているIP告知電話の撤去及び回収、それに伴い生じる宅内配線工事等が主なものであります。契約の相手方は、福岡市博多区東比恵3丁目1番2号、エコー電子工業株式会社本社、本社責任者（モリマサユキ）氏でございます。

以上で、財政課所管の承認2件、議案2件の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第1号、第2号、第10号の一部について、建設課長。

○建設課長（佐藤 雄二課長） よろしく申し上げます。それでは、建設課所管条例議案3件について御説明申し上げます。

まず、議案第1号天岩戸交流センターあまてらす館の設置及び管理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案集の31ページを御覧ください。

この天岩戸交流センターあまてらす館につきましては、現在取り組んでおります天岩戸地区都市再生整備計画事業の中で、地域活性化の拠点施設として、平成30年度から整備を進めてきたところでございます。今年1月に完成いたしまして、2月3日に落成式を執り行いました。今後は、地域住民の交流拠点として様々な情報発信やイベント等を執り行いますとともに、天岩戸を訪れる観光客との交流の場として、地域の活性化につなげる活動を行っていく計画でございます。

この施設を供用開始するにあたりまして、本条例により、当施設の使用方法や使用料について定めまして、適正な管理運営を行っていくものでございます。施設使用料の主なものといたしましては、フリースペースを全面使用した場合に、1時間当たりの使用料が、町内在住者が1,000円、町外在住者は2,000円となっております。また、営利を目的としての使用の場合には、この2倍の額となっております。

続きまして、議案第2号町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案集の35ページを御覧ください。

平成30年度から建て替え事業を進めてまいりました町営南平団地が完成し、今月の8日に完成検査を行いまして、新規入居を開始する予定であります。今年度で、建て替えを計画しておりました南平団地3棟全てが完成いたしましたので、町営住宅の設置及び管理に関する条例の別表中、旧南平団地のうち、取り壊しました1棟から8棟までを新たに完成いたしました南平団地に改めるものでございます。

また、旧住宅のうち、9棟、10棟につきましては、現在、まだ入居者が残っておりまして、現在の入居者が転居完了後に、来年度事業にて解体する予定であります。

続きまして、議案第10号高千穂町公の施設に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案集57ページを御覧ください。

議案第1号にて条例制定を御提案いたしました、天岩戸交流センターあまてらす館につきまして、町民や観光客の交流の場、また天岩戸地区におけるまちづくりの振興や地域の活性化を図る目的で、高千穂町の公の施設として設置したく、高千穂町公の施設に関する条例の別表に追加するものでございます。

以上で、建設課所管の関係の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第3号、第10号の一部、第18号、第19号について、上下水道課長。

○上下水道課長（江藤 良一課長） 上下水道課所管の条例改正2件、補正予算2件について御説明いたします。

まず、37ページの議案第3号高千穂町簡易水道給水条例の一部改正について御説明いたします。

今回の改正は、主に3つの改正を御提案しております。

まず、条例第13条の2では、給水装置の新設または改造しようとするときは、口径別の給水負担金を徴収することを定めるものであります。令和2年度末で、26ある簡易水道組合のうち、14の簡易水道組合が経営統合を済ませておりますが、統合前の簡易水道組合では給水負担金につきましては、負担額にばらつきがありましたので、今回上水道の給水負担金と同額の口径別給水負担金を徴収するものであります。

次に、条例第33条の2では、水道使用料の督促状を発行した場合は、1通につき110円の督促手数料を徴収すること及び延滞金を徴収することを定めるものであります。統合前の水道使用料の納付方法は、水道組合が一括集金して町に納める方式を取っておりましたので、督促が発

生することを想定しておりませんでした。しかし、町に経営統合後は、使用者が個別で納入することから、近年滞納者が散見されるようになりましたので、督促料及び延滞金を徴収するものがあります。

3つ目に、経営統合した黒口簡易水道組合の水道使用料を、本年4月1日から上水道使用料と同額の基本料金、従量料金を徴収するものであります。

その他、条例第2条の給水区域、別表1の区域及び文言の修正を行うものであります。この条例は、本年4月1日から施行するものであります。

次に、57ページの議案第10号公の施設に関する条例の一部改正について御説明いたします。

今回の改正では、公の施設に関する条例第2条の規定に基づく、別表1につきまして同一施設が異なった名称で重複して記載されている、五ヶ所地区簡易水道、徳別当地区簡易水道、上野地区簡易水道、下野地区簡易水道及び須崎地区簡易水道を削除するものであります。

また、同じ別表中の高千穂町上野地区営農飲雑用水施設の1の欄の枳地区が誤って大字上野地区に分類されておりましたので、下野地区に訂正するものであります。この条例は、本年4月1日から施行するものであります。

次に、特別会計補正予算2件について御説明いたします。

議案第18号令和2年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。議案集の133ページからになります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,414万7,000円とするものであります。

次ページの第1表歳入歳出予算補正で御説明いたします。

まず、歳入につきましては、繰入金の他会計繰入金、一般会計繰入金を20万円増額し、補正後の額を3,078万8,000円とするものであります。したがって、歳入の合計額は9,414万7,000円となるものであります。

一方、歳出につきましては、衛生費の簡易水道費、維持管理費の職員手当を20万円増額するものであります。この職員手当の補正につきましては、昨年秋からの雨不足による渇水のため、年末年始にかけて町内2地区の給水を行ったことや、寒気による配水管・給水管の凍結破損による漏水調査・修理が多発したことにより、職員手当の不足が生じたものであります。

次に、議案第19号令和2年度高千穂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。議案集の147ページからになります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,283万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億8,262万4,000円とするものであります。詳細につきましては、154ページを御覧ください。

歳入は、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金を1,283万4,000円減額するものであります。

一方、歳出につきましては、156ページの土木費、下水道費、下水道事業費の委託料を1,283万4,000円減額するものであります。この委託料の減額につきましては、当初予算の単独事業で、下水道施設監視装置システムの更新費用を計上しておりましたが、年度途中数回にわたりコロナウイルス感染症の拡大が発生しました上に、システム会社が県内になく、県外のシステム会社と協議する機会が限られたため、契約執行に至らなかったものであります。

次に、債務負担行為の補正について御説明いたします。

150ページを御覧ください。

上段の公営企業会計移行業務につきましては、令和2年度に委託契約を完了し、令和3年度中に総額1,430万円で完了を予定しているところでございます。また、下段の下水道施設監視装置システムの更新委託につきましては、令和2年度で業者選定に至りませんでしたので、令和3年度を初年度として令和5年度までの3年間で3,850万円の債務負担を行い、監視システムの更新を行うものです。

以上、上下水道課所管の条例改正2件、補正議案2件につきまして、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第10号の一部、第13号について、企画観光課長。

○企画観光課長（山下 正弘課長） 企画観光課所管関連の条例案件7件につきまして御説明を申し上げます。

まず、議案第4号高千穂町地域振興基金条例の制定について御説明を申し上げます。

議案集は43ページからになります。

現在、企画観光課で所管しております、ふるさと振興基金、地域活性化対策基金及びバス事業運営基金の3つの基金につきましては、その目的がいずれも広く地域振興ということになります。そのため、この基金をさらに有効かつ効率的な運用をするために統合し、新たに地域振興基金を設置するものでございます。

第1条において、現在の3つの基金のそれぞれの目的を網羅するように規定をしております。また、付則において、統合後は既存の条例を廃止すること及び、それぞれの基金に属していた現金は全て統合後の基金に属することを規定しております。

次に、議案第5号四季見原すこやかの森キャンプ場使用料徴収条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案集は47ページからになります。

この使用料につきましては、開村以来据え置かれておりましたが、近年の利用者の趣向、趣き及び管理体制の変化等に伴い、収支のバランスを勘案し、今回利用料を見直すものでございます。

主な改正点につきましては、入場料、オートキャンプ場、フリーテントサイトについて料金を引き上げる一方で、稼働率の低いバンガローについては料金を引き下げることとしております。

次に、議案第6号高千穂町公衆浴場使用料徴収条例の一部改正について御説明を申し上げます。議案集49ページです。

この改正は、料金を定めた別表について、2点改正を行うものです。

まず、高千穂の湯の閉館に伴い、高千穂の湯に関する部分を削除いたします。また、天岩戸の湯の料金について、現在は町民の方の利用も、町外の方の利用も、料金は同一となっておりますが、今回、町外の方については別料金を定めるものであります。なお、回数券につきましては、町内外の区別なく据え置いております。

また、付則において、発券済みの高千穂温泉及び高千穂の湯の回数券につきましては、回数券の取扱いについて別に定める旨、規定をしております。

次に、議案第7号高千穂町バス事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案集は51ページになります。

高千穂の湯の閉館に伴い、条例中バス利用料金を定めた別表1において、「高千穂温泉」とあるものを全て「温水プール」に改めるものでございます。

次に、議案第8号高千穂町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案集53ページからになります。

昨年設置をいたしました、新型コロナウイルス感染症に係る借入れに対する利子補給事業のための基金条例につきまして、第1条の中で新型コロナウイルス感染症の定義を新型インフルエンザ等対策特別措置法から引用しておりましたが、この特措法の改正により、この規定が削除されましたので、この定義につきまして具体的に書き下ろすこととする改正でございます。

次に、議案第10号公の施設に関する条例の一部改正についての、企画観光課所管分について御説明を申し上げます。

議案集は57ページになります。

企画観光課所管の高千穂の湯を今年度で閉館することに伴い、公の施設から削除するものでございます。

次に、議案第13号高千穂町附属機関設置条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案集は63ページからになります。

別表にあります、高千穂町公衆浴場等運営検討委員会につきましては、平成31年4月に設置をいたしました、検討結果を提言として町長へ提出したことにより、その目的を終了し、昨年12月にその設置要綱を廃止しましたので、今回この別表から削除するものでございます。

以上、企画観光課所管関連の条例案件7件について、御説明を申し上げます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第9号、第11号、第12号について、総務課長。

○総務課長（石淵 敦司課長） それでは、総務課所管の議案3件について御説明いたします。

まず、議案第9号高千穂町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案集は55ページからになります。

現在、病院の診療放射線技師及び臨床検査技師には、救急患者対応等に備え、勤務時間外において自宅待機を命ずる場合がありますが、待機をした職員には手当を支給しておりませんので、他の自治体病院の状況を勘案し、今回、待機手当を新設するものであります。

まず、特殊勤務手当の種類を規定しています条例第2条に、第3号として病院の診療放射線技師または臨床検査技師は、勤務時間外において自宅待機を命ぜられ待機をした場合の待機手当を加え、待機手当の新設を行い、第5条の次に、新たに第5条の2として待機手当の額を規定する条項を加えております。

次に、第6条第2項では、病院の夜間看護及び夜間介護に従事する職員の、深夜の勤務時間数に応じた手当の額を規定しておりますが、勤務時間に深夜の全部を含む場合の規定がありませんので、今回、新たに加えるものであります。施行日は、本年4月1日からであります。

次に、議案第11号課設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案集は59ページになります。

今回の改正は、財政課総合政策室が所管であります、鉄道跡地の公園化構想に伴う業務量の増加や高千穂高校の魅力化向上に向けた取組等、また今後の高千穂町としての総合的な施策の調整を行うために、財政課総合政策室を総合政策課とするための改正であります。

まず、条例第2条に規定しています、課一覧の財政課の次に総合政策課を追加し、次に第3条に規定しています分掌事務の財政課の項目から、町の総合政策及び長期計画に関するものを削り、財政課の次に総合政策課を追加し、新たに分掌事務を規定するものであります。施行日は、本年4月1日からであります。

次に、議案第12号高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案集は61ページからになります。

今回の改正は、職員の結核療養制度について、罹患率の低下及び治療法の確立により、他の疾

病と異なる取扱いをする必要がなくなっているため、本条例第25条第2項の結核性疾患に係る項目を削除するものであります。

これにより、同条第3項以下を1項ずつ繰り上げる改正と、同条を引用する第17条第1項の改正であります。これにつきましても、施行日は本年4月1日からであります。

以上、総務課所管の条例改正3件について、御説明をいたしました。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（工藤 博志議員） ここで、午後1時10分まで休憩します。

午前11時53分休憩

.....

午後1時08分再開

○議長（工藤 博志議員） 休憩前に続き、会議を開きます。

続いて、議案第14号、第20号、第21号について、保健センター事務長。

○保健福祉総合センター事務長（林 謙一事務長） 保健福祉総合センター所管の条例改正議案1件、補正予算議案2件につきまして御説明いたします。

初めに、議案第14号高千穂町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

議案集の67ページからになります。

今回の条例改正は、介護保険法に基づき、3年ごとに介護保険事業に係る計画とサービス料及び保険料を算出することになっているために、昨年10月から3回にわたり、第8期介護保険事業計画策定委員会を開催し、審議を行いました結果、今後3年間も介護保険給付費の増加が見込まれるため、令和3年度から令和5年度までの3年間は、基準額で現行の保険料から年額3,600円を引き上げ、年額5万7,600円とするものが妥当との結論に至りましたので、条例の一部改正を提案するものであります。

次に、議案第20号令和2年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

議案集の161ページからになります。

今回の補正は、人件費の補正を行うものでありますが、歳出の組替えを行うものであり、予算総額に増減はありません。

165ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、参考にして御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、議案第21号令和2年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明いたします。

議案集の173ページからになります。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ58万1,000円を追加し、補正後の予算総額を15億4,666万8,000円とするものであります。

また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ30万3,000円を減額し、補正後の予算総額を1,444万円とするものであります。

補正の主なものを御説明いたします。

まず、事業勘定ですが、176ページの歳入で、国庫支出金が507万7,000円の追加で、保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金の交付決定による追加計上が主なものであります。

次に、支払基金交付金が69万3,000円、県支出金が14万4,000円のそれぞれ減額ですが、地域支援事業費の減額に伴う負担割合に応じた減額が主なものであります。

次に、繰入金が365万9,000円の減額で、総務費の減額と地域支援事業費の減額に伴う負担割合に応じた一般会計からの繰入金の減額が主なものであります。

次に、177ページの歳出ですが、総務費が245万3,000円の減額で、介護認定調査主治医意見書作成手数料と介護保険計画策定委託料の減額が主なものであります。

次に、保険給付費については、給付見込みによる居宅介護支援サービス給付費及び施設介護サービス給付費等の補正を行うものでありますが、歳出予算の組替えを行うものであり、補正額は生じておりません。

次に、地域支援事業費が324万4,000円の減額で、会計年度任用職員報酬と研修会中止に伴う旅費及び研修会負担金の減額が主なものであります。

次に、予備費が703万1,000円の追加で、財源調整に伴うものであります。

次に、諸支出金が75万3,000円の減額で、介護サービス事業勘定繰出金の減額であります。

179ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、参考にしていただきますようお願いいたします。

次に、193ページからの介護サービス事業勘定ですが、歳入としてサービス収入が45万円の追加で、見込み増としての計上であります。

次に、繰入金75万3,000円の減額で、事業勘定からの繰入金の減額であります。

次に、195ページの歳出ですが、総務費が31万4,000円の減額で、研修会中止に伴う旅費及びETC使用料の減額が主なものであります。

サービス事業費が1万1,000円の増額で、会計年度任用職員報酬の追加が主なものであります。

197ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、参考にして御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、保健福祉総合センター所管の条例改正議案1件、補正予算議案2件の説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第15号、第17号について、福祉保険課長。

○福祉保険課長（有藤 寿満課長） 福祉保険課所管の条例改正議案1件、補正予算議案1件につきまして御説明いたします。

議案集69ページを御覧ください。

初めに、議案第15号高千穂町地域福祉基金条例の一部改正についてであります。

この基金は、平成3年に設置され、現在、みずほ証券、JA定期預金、宮銀普通預金に1億6,700万円余りを保有しております。この基金の内容を規定しております本条例の第1条では、設置目的を地域の福祉の向上に資するために、社会福祉法人、個人等の民間事業者が実施する高齢者保健福祉事業等を支援する経費に充てるとなっておりますが、また、第2条では、事業等の範囲を在宅福祉等の普及向上に資する事業、健康、生きがいつくりの推進に資する事業、ボランティア活動の活性化に資する事業と、細かく活用の範囲を規定しております。

今回の改正では、第2条を削除し、第1条の設置目的を町民の保健福祉の増進を図り、地域福祉の充実に資する事業の財源に充てるとすることにしており、活用の範囲を子育て支援、高齢者支援、障害者支援、貧困対策等などに幅広く保健福祉の増進に活用できるようにするための改正であります。

この改正は、令和3年4月1日から施行いたします。

次に、議案集117ページを御覧ください。

議案第17号令和2年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

今回の補正は、事業勘定予算の総額から歳入歳出それぞれ262万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億3,800万2,000円とするものです。

118ページ、歳入の内訳ですが、国民健康保険税42万8,000円の減は、医療給付費現年課税分の精算見込みによるものです。

県支出金247万3,000円の増は、保険給付費等特別交付金の事業精算によるものです。

繰入金474万6,000円の減は、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分、保険者支援分で42万8,000円の増、福祉保険課国保係、保健センター国保担当職員の人件費など517万4,000円の減であり、精算見込みによるものです。

諸支出金8万1,000円の増は、国保係会計年度任用職員雇用保険等個人負担金の増であり、

精算見込みによるものです。

119ページ、歳出の内訳ですが、総務費243万1,000円の減は、国保系の育休職員の
人件費の精算見込みによるものです。

国民健康保険事業納付金は、財源組替えのみです。

保健事業費266万2,000円の減は、保健事業疾病予防費のうち、会計年度任用職員の雇
用保険料17万1,000円の増、特定健診等事業費6万3,000円の減、保健福祉総合施設管
理運営費277万円の減は、保健センター内国保担当職員の旅費、人件費等の精算見込みによる
ものです。

諸支出金247万3,000円の増は、町立病院非常勤医師の宿日直費や旅費のうち、歳入で
説明しました特別交付金の対象分を病院事業会計へ繰り出すためのものです。

121ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

以上、福祉保険課所管、議案2件につきまして御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第22号について、病院事務長。

○病院事務長（戸高 雄司事務長） それでは、議案第22号令和2年度高千穂町国民健康保険病
院事業会計補正予算（第5号）につきまして御説明申し上げます。

議案集の207ページをお開きください。

今回の補正は、第2条で予算第3条に定めた収益的収支のうち収入の第2項医業外収益の額を
3,203万4,000円増額し、補正後の額を2億3,570万2,000円とし、病院事業収益
の総額を22億3,539万8,000円とするものです。

また、支出の第1項医業費用の額を737万7,000円増額し、補正後の額を22億
6,840万4,000円に、第2項医業外費用の額を177万8,000円増額し、補正後の額
を1億4,535万6,000円とし、病院事業費の総額を24億5,736万1,000円とする
ものです。

次に、第3条で予算第4条に定めた資本的収支のうち、収入の第2項補助金の額を
1,797万7,000円増額し、補正後の額を6,851万1,000円とし、資本的収入の総額
を1億9,978万5,000円とするものです。

また、支出の第1項建設改良費の額を1,950万5,000円増額し、補正後の額を1億
3,475万3,000円とし、資本的支出の総額を2億9,837万7,000円とするものです。

詳細につきましては、議案集209ページの予算実施計画補正で御説明申し上げます。

まず、収益的収入のうち、医業外収益の3,203万4,000円の増額は、新型コロナウイルス
感染症緊急包括支援事業等の国県補助金の増額によるものです。

収益的支出につきましては、医業費用の給与費200万円の増額、診療材料費13万

7,000円の減額、経費551万4,000円の増額を計上しております。

また、医業外費用の消費税69万円、施設整備費30万円、訪問看護費用78万8,000円をそれぞれ増額計上しております。

続きまして、議案集210ページの資本的収入及び支出のうち、収入におきまして補助金の1,797万7,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業による県補助金を計上しております。

支出におきましては、建設改良費の有形固定資産購入費といたしまして1,950万5,000円を計上しております。

211ページ以降に予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を添付しておりますので、併せて御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（工藤 博志議員） 次に、令和3年度当初予算議案について説明を求めます。

初めに、議案第23号について、財政課長。

○財政課長（佐藤 英次課長） それでは、議案第23号令和3年度高千穂町一般会計予算について御説明いたします。

予算議案集、令和3年度当初予算304ページをお開きください。

まず、第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億1,000万円と定めるものであります。

第2条で、債務負担行為の事項、期間及び限度額を、第3条で、地方債の目的、限度額、起債の方法など、第4条で、一時借入金の最高限度額を7億円に、第5条で、同一管内における各款の予算の流用について定めるものであります。

次に、309ページをお開きください。

債務負担行為は、畜産関係の地域肉用牛振興特別対策利子補給事業及び繁殖経営安定資金利子補給事業でございます。

次の310ページは、地方債ですが、過疎対策事業債、緊急防災・減災事業債、公営住宅建設事業債、一般単独事業債、公営企業会計適用債、災害復旧事業債につきましては、投資的事業等に充当する町債であります。

また、臨時財政対策債は、財源不足に対処するため、地方交付税算定基準に基づいて発行が許可される予定額について計上したもので、限度額を2億3,590万円に設定しています。

地方債は、公営企業会計適用債を除き、合計8億9,925万円を計上しております。

それでは、予算内容の主なものについては、議案集の最後尾につづってあります令和3年度高千穂町一般会計当初予算説明資料で御説明いたしますので、1,067ページをお開きください。

まず、歳入の町税ですが、全体では9億563万4,000円となり、前年度に比べ1億

1,143万8,000円の減となりました。

内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、個人、法人ともに減額としており、固定資産税、軽自動車税も減額としております。

次に、地方譲与税は857万6,000円減の8,952万4,000円としております。

利子割交付金は2万6,000円減の49万1,000円、配当割交付金は3万3,000円減の157万7,000円を見込んでおります。

株式等譲渡所得割交付金は6万1,000円減の114万1,000円、昨年度から新設された法人事業税交付金は446万5,000円の増、地方消費税交付金は1,144万6,000円減の2億2,275万2,000円、自動車取得税交付金は廃止されたため、計上しておりません。

次に、環境性能割交付金は380万円を計上してしております。

次に、地方特例交付金は622万3,000円増の950万8,000円を計上してしております。

次に、地方交付税ですが、令和2年度の実績額に対し0.4%増の37億7,900万円を計上してしております。

内訳として、普通交付税は、2年度実績の0.2%減の33億3,131万1,000円、特別交付税は、2年度実績の5.1%増の4億4,768万9,000円を計上してしております。

交通安全対策特別交付金は、ほぼ同額の89万円を計上してしております。

次に、分担金及び負担金9,948万2,000円は、前年度比297万4,000円の増であります。

農林水産業費分担金は427万5,000円の減、西臼杵公立病院統合再編準備室負担金698万4,000円を新規増で計上してしております。

次に、使用料及び手数料は1億3,017万3,000円です。前年度比4,209万6,000円の減となっております。主な要因は、2年度で光ケーブルネットワーク事業及び高千穂の湯が営業を終了することによる使用料、入湯料の減が主な要因です。

次に、国庫支出金9億3,167万7,000円は、前年度比8,272万1,000円の増であります。

新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金3,187万8,000円、接種体制の確保補助金1,774万8,000円、児童福祉費の補助金の中央保育園建て替え事業に係る国庫補助金が8,871万7,000円、土木費の国庫補助金官民連携基盤整備調査費2,340万7,000円が主なものとなっております。

県支出金8億4,608万4,000円は、前年度比1,214万5,000円の減であります。事業ごとに増減がありますが、農林水産業費補助金中の農地防災事業費補助金が4,097万9,000円の増、中山間直接支払制度が3,904万7,000円の減となっております。

財産収入1億9,615万9,000円は、前年度比1,653万9,000円の減であります。

魚売り払い収入、農林水産物直販売上収入を減としております。

寄附金は1億5,000万1,000円を計上していますが、ふるさと納税額については前年度と同額を計上しております。

繰入金は、前年度より2億3,950万7,000円減の756万1,000円を計上しております。財源調整のための財政調整基金です。

繰越金は500万円を計上しています。

諸収入は2億2,583万1,000円で、前年度比7,657万7,000円の増です。主な要因は、高千穂鉄道施設整理基金精算分1億2,210万1,000円でございます。

詳細につきましては、対前年度比3億8,055万円の減の8億9,925万円を予定しているところでございます。

防災行政無線のデジタル化に伴う緊急防災・減災事業債が減額の主な要因であります。

ほか、内訳は、過疎対策事業債4億465万円、一般単独事業債6,600万円、災害復旧事業債260万円、臨時財政対策債2億3,590万円、減収対策債1億4,010万円を予定しております。

次に、歳出について御説明いたします。

議会費は9,499万1,000円、前年度比298万4,000円の減額で計上しております。職員の人件費が主な要因です。

総務費は12億9,458万円、前年度比4億635万6,000円の減額で計上しております。

減額の主なものとしては、防災行政無線デジタル化に伴う無線施設整備工事が終了したことによるものです。3年度は、町有施設解体工事費1,673万円、ふるさと納税推進事業費8,409万7,000円、鉄道跡地公園化基本計画策定委託4,681万5,000円、ふれあいバス運行管理費8,030万5,000円、選挙費として、衆議院議員選挙及び町議会議員選挙の費用、計3,200万円を計上しております。

次に、民生費は23億3,232万3,000円で、前年度比5,316万2,000円の増額であります。

社会福祉協議会への補助金が1,160万8,000円の減、中央保育園改築事業補助金1億3,307万5,000円ほか、児童福祉、障害者福祉、老人福祉関係扶助費などを計上しております。

次に、衛生費は7億4,889万円で、前年度比7,099万1,000円の増額であります。

西臼杵地域における医療連携基本構想策定支援業務委託料698万円、町立病院への操出金3億円、簡易水道事業特別会計操出金、西臼杵広域行政事務組合負担金、各種予防接種委託料を

計上しております。

次に、農林水産業費は12億7,838万7,000円で、前年度比2,898万1,000円の増額です。

農業費中の中山間地域直接支払制度事業交付金は4,808万8,000円の減ですが、農地費が農地防災事業の新規事業採択、小水力発電施設整備事業費により1億2,466万2,000円の増となっております。

ほか、畜産業費は前年度431万9,000円減の3,765万1,000円、林業土木費は2,185万1,000円減の1億3,227万2,000円を計上しております。

次に、商工費は3億927万7,000円で、前年度比6,279万9,000円の減額であります。

高千穂の湯の閉館に伴う経費、中小企業者特別融資資金貸付金3,500万円の減によるものです。

昨年、コロナウイルスの影響で、できませんでした100周年記念関連イベント事業費等を再計上しております。

次に、土木費は7億6,554万2,000円で、前年度比2億4,257万4,000円の減額であります。

主に、まちづくり事業費の減及び南平団地建設工事が終了したことによるものです。

内訳としまして、道路維持費は1,300万1,000円増の1億1,406万2,000円、道路新設改良費は、事業料の増減により3,205万6,000円減の2億2,628万9,000円、まちづくり事業費は5,895万7,000円減の9,235万6,000円、住宅費は1億9,391万円減の5,187万9,000円を計上しております。

次に、消防費は3億7,719万5,000円、前年度比848万7,000円の減額です。

非常備消防費492万4,000円、消防施設費754万6,000円が減額の主なものでございます。

教育費は5億4,216万6,000円、前年度比1,042万2,000円の減額であります。田原中学校の統合に伴うバスの運行費、スクールアシスタント配置事業ほか、会計年度任用職員の学校支援員、事務補助員、給食調理員等の人件費は増額となっております。

災害復旧費は802万円で、前年度より400万円増額しております。

公債費は、元利償還金併せて7億8,869万9,000円で、前年度より473万1,000円の減となっております。

予備費は1,000万円を計上しております。

以上で、歳入及び歳出の説明を終わります。

ただいま説明で使用しました高千穂町一般会計当初予算説明資料の1,068ページから歳入歳出分析表、会計別予算総括表、特別会計操出金調書、投資的経費主要事業一覧、基金保有状況等を示しております。

また、予算議案集の312ページ以降に歳入歳出予算の事項別明細書を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で、議案第23号令和3年度高千穂町一般会計の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第24号、第29号について、福祉保険課長。

○福祉保険課長（有藤 寿満課長） 福祉保険課所管の令和3年度予算議案2件につきまして御説明いたします。

初めに、議案集502ページを御覧ください。

議案第24号令和3年度高千穂町国民健康保険特別会計予算は、第1条で事業勘定予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,588万4,000円とし、第2条で一時借入金の最高額を2億5,000万円と定め、第3条において、歳入歳出予算の流用について定めております。

504ページの歳入についてであります。国民健康保険税は2億9,527万2,000円を計上しております。全体の16.5%を占めておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者の所得減少等を予測し、昨年度より7,000万円余りを少なく見込んでおります。一部負担金2,000円は、座のみの計上です。

使用料及び手数料20万円は、国保保険税の督促手数料です。

県支出金13億2,004万7,000円は、保険給付費等交付金で全体の73.9%を占めております。

財産収入1,000円は、座のみの計上です。

繰入金1億6,945万6,000円は、保険基盤安定繰入金、職員給与費、出産育児一時金、財政安定化支援事業費などの一般会計繰入金が1億6,945万5,000円で、基金繰入金が座のみ1,000円です。

繰越金2,000円は、座のみの計上です。

諸収入90万4,000円は延滞金、預金利子、特定健診受託事業収入及び第三者納付金、雇用保険等個人負担金、健診等個人負担金などの雑入です。

次に、505ページ、歳出ですが、総務費4,321万6,000円は国保係6名分の人件費、国保連合会事務費負担金、国保運営協議会運営費などの事務的経費です。

保険給付費12億5,995万8,000円は、連合会経由で、医療機関へ支払うための国保医療報酬負担金、装具費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭給付費などの負担金で、全体の

70.6%を占めております。

国民健康保険事業費納付金3億9,641万1,000円は国保税を県へ納付するための被保険者医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金で、全体の22.2%を占めています。

保険事業費6,412万6,000円は、疾病予防費、後期医療と介護予防の一体的実施事業、特定健診事業及び保健センター国保担当5名分の人件費、その他の事務的経費などです。

基金積立金1,000円は、国保準備積立基金利子の積立金です。

公債費16万5,000円は、一時借入金利子です。

諸支出金200万6,000円は、過年度保険税の還付金が主なものです。

予備費2,000万円。

共同事業拠出金1,000円は、座のみの計上です。

2月1日現在、国保加入世帯が1,998世帯で、昨年同日と比較し1世帯の増、被保険者数が3,331名で49名減少しており、予算額は、昨年度より1億3,725万6,000円、7.1%の減となっておりますが、県の試算ではインフルエンザ発症数の減、新型コロナウイルス感染症による医療機関の受診控えなどに伴い医療費が減少するものと見込んでおります。

引き続き制度改正の動向などを注視しながら、医療費の抑制を図るため、重症化予防などの保健予防活動を積極的に推進し、健全な国保運営に努めてまいります。

508ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

次に、1,002ページを御覧ください。

議案第29号令和3年度高千穂町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

第1条で、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,309万2,000円とし、第2条で一時借入金の最高額を1億円と定めております。

1,003ページ、歳入についてであります。後期高齢者医療保険料は、被保険者から納付していただく特別徴収、普通徴収併せて1億2,591万3,000円を計上しており、全体の65.2%を占めております。

使用料及び手数料3万3,000円は、督促手数料です。

繰入金5,908万1,000円は、一般会計からの事務費及び保険基盤安定繰入金で、全体の30.6%を占めております。

繰越金1,000円は前年度繰越金で、座のみの計上です。

諸収入806万4,000円は、保険料過年度還付金と広域連合からの健診委託事業収入が主なものです。

次に、1,004ページ、歳出ですが、総務費865万円は、事務的経費、徴収費、健診に伴う経費が主なものです。

後期高齢者医療広域連合納付金1億8,414万1,000円は、広域連合の保険料納付金で、全体の95.4%を占めています。

諸収入30万円は、保険料の過年度還付金です。

予備費1,000円を計上しております。

2月1日現在、被保険者数が2,710名で、昨年度より87名減少する中、予算額は47万6,000円、0.25%の増となり、広域連合の保険料納付金の増が主な要因であります。

令和3年度におきましても、引き続き医療費の抑制を図るため、重症化予防などの保健予防活動を積極的に推進し、健全な運営に努めてまいります。

1006ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

以上、福祉保険課、議案2件につきまして、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第25号、第26号、第31号について、上下水道課長。

○上下水道課長（江藤 良一課長） 上下水道課所管の特別会計予算、公営企業会計予算、合わせて3件の議案について御説明いたします。

初めに、議案第25号令和3年度高千穂町簡易水道事業特別会計予算であります。議案集の602ページからになります。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,703万3,000円と定めております。

内容につきましては、609ページの第1表歳入歳出予算で御説明いたします。

まず、歳入の主なものは、水道使用料が6,104万4,000円、一般会計繰入金2,547万2,000円、雑入その他が51万7,000円であります。

613ページを御覧ください。

歳出につきましては、衛生費の簡易水道費、維持管理費では8,703万1,000円を計上しております。内訳の主なものとしましては、職員の人件費1,582万3,000円、需用費では経営統合した水道組合施設の電気料747万6,000円と修繕費705万円、役務費では水質検査手数料1,219万8,000円、委託料では、経営統合した水道組合の維持管理委託料として、業者委託分が980万5,000円、個人委託分が775万9,000円、合わせて1,756万4,000円あります。

工事請負費では、施設の改修工事費に175万4,000円と警報設備工事に220万円、備品購入費では、非常用発電機の購入費として304万8,000円を計上しております。

詳細につきましては、606ページ以降に、事項別明細書を添付しておりますので、御参照していただきますようお願いいたします。

次に、議案第26号令和3年度高千穂町下水道事業特別会計予算であります。議案集の702ページになります。

下水道事業特別会計予算は、第1条から第5条に定めております。まず、第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,816万4,000円と定めております。

歳入歳出予算の内訳につきましては、次ページの第1表歳入歳出予算で御説明いたします。

歳入につきましては、分担金及び負担金が72万円、国庫支出金の国庫補助金が100万円、繰入金的一般会計繰入金が1億3,153万5,000円、町債の下水道債が1,380万円、使用料及び手数料の下水道使用料7,110万円が主なものであります。

一方、歳出につきましては、総務管理費が4,681万円で、職員の人件費や公営企業会計移行業務委託料及び支払い消費税が主なものであります。

次に、下水道費は1,733万4,000円で、令和2年度も当初予算と同額を計上しております。事業内容としましては、国庫補助事業の下水道管路点検業務委託の継続と令和5年度をめどに完了を見込んでおります、下水道施設監視システムの更新委託料1,283万4,000円などが主なものであります。

公債費は、長期債元利償還金が9,707万円8,000円、施設管理費は5,694万1,000円であり、浄化センター及びマンホールポンプ場等の委託料、維持管理経費などが主なものであります。

次に、第2条では、債務負担行為について定めております。

705ページの第2表債務負担行為を御覧ください。

下水道事業は、国から令和5年度末までに財務を特別会計から公営企業会計に移行するように求められています。令和3年度から令和4年度にかけて1,587万9,000円の債務負担を行い、法適用移行事務支援委託料として、限度額1,087万9,000円、また同じく2か年で、公営企業会計システム導入業務委託料として、限度額500万円計上し、総事業費3,017万9,000円で整備をする計画としております。

次に、第3条では、地方債について定めております。

706ページの第3表地方債を御覧ください。

下水道事業特別会計を公営企業会計に移行するために借り入れる地方債について、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものであります。

次に、第4条では、一次借入金の借入れ最高額を2,000万円と定めております。

最後に第5条では、歳出予算の利用ができる場合を定めております。

詳細につきましては、708ページ以降に歳入歳出予算、事項別明細書を添付しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

最後に議案第31号令和3年度高千穂町水道事業会計予算であります。議案集の1,040ページからになります。

第2条の業務の予定量につきましては、町長から説明がありましたので、第3条の収益的収入及び支出の予定額から御説明いたします。

収入につきましては、水道事業収益が1億6,952万3,000円であり、その内訳は、第1項の営業収益1億3,904万6,000円につきましては、水道使用料が主な収入となっております。

続いて、第2項の営業外収益3,047万7,000円につきましては、寄附金及び長期前受金戻入が主な収入となっております。

一方、歳出につきましては、水道事業費は1億6,916万6,000円であり、その内訳は第1項の営業費用が1億5,740万1,000円は、上水道事業の主たる事業活動を行うための費用であり、職員の人件費、水道施設の維持、管理、保守に必要な委託料、電気料、修繕費及び施設検査手数料などの支出が主なものであります。

次に、第2項の営業外費用1,026万4,000円では、企業債利息と支払い消費税などを計上しております。

また、第3項では、特別損失として50万1,000円、第4項に旅費100万円を計上しております。

次に、第4条では、資本的収入及び支出の予定額について計上しております。収入につきましては、資本的収入2,000万4,000円のうち、企業債2,000万円を計上しております。

一方、支出の資本的支出総額3,609万3,000円の内訳は、建設改良費の工事請負費が1,700万円で、老朽管の布設替え工事、道路改良工事に伴う排水管改良工事などを予定しております。

同じく委託料では、高千穂町上水道安全計画策定業務委託料として200万円を計上しております。固定資産購入費では、配水池の水位の異常を知らせる遠方監視システム、給水用タンク、量水器の購入費など、合わせて361万1,000円を計上しております。

企業債償還金では、企業債償還元金1,338万1,000円を計上しております。資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額1,608万9,000円は、消費税、資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金、建設改良積立金で補填することとしております。

第5条では、一次借入金の限度額を2,000万円と定めております。

第6条では、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、期日、償還の方法を定めております。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費4,676万4,000円と公債費4万円を計上しております。

第8条では、一般会計から水道事業会計補助を受ける補助金の額を99万円と定めております。

最後に、第9条では、棚卸資産の購入限度額を220万8,000円と定めております。

以上が、水道事業会計予算についての説明であります。1,042ページ以降に説明資料を添付しておりますので、御参照していただきますようお願い申し上げます。

以上、上下水道課所管の、令和3年度予算議案3件につきまして、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第27号、第28号について、保健センター事務長。

○保健福祉総合センター事務長（林 謙一事務長） 保健福祉総合センター所管の当初予算議案2件につきまして、御説明いたします。

議案第27号令和3年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計予算につきまして、御説明いたします。

議案集は802ページからとなります。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,241万7,000円と定めるものであります。前年度と比較し19万9,000円の減額となっております。

まず、803ページの歳入で、分担金及び負担金を1,241万6,000円計上いたしております。運営経費を西臼杵3町にて負担をしていただくものであります。職員を介護保険業務との兼務としているため、人件費の2分の1を高千穂町負担とし、その額を除いた経費を西臼杵3町にて均等負担するものであります。

次に、804ページの歳出ですが、介護認定審査会の運営経費といたしまして1,241万6,000円の計上で、審査会委員の報酬、パソコンシステムの使用料、職員の人件費が主なものであります。

806ページ以降に、事項別明細書を添付しておりますので、参考にしていただきますようお願いいたします。

次に、議案第28号令和3年度高千穂町介護保険特別会計予算につきまして御説明いたします。

議案集は902ページからとなります。

まず、第1条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を、それぞれ13億6,829万6,000円、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,268万9,000円と定めております。

第2条で、一時借入金の最高額を5,000万円と定め、第3条で予算の流用について定めております。

次に、904ページからの保健事業勘定ですが、前年度と比較し6,524万6,000円の減額となっております。

905ページの歳入につきまして、主なものを御説明いたします。

まず、保険料が2億3,277万円の計上で、65歳以上の第1号被保険者からの保険料であ

ります。

次に、分担金及び負担金が348万円の計上で、事業への参加者負担金であります。

次に、国庫支出金が3億6,681万3,000円、支払基金交付金が3億4,283万7,000円、県支出金が1億9,745万6,000円のそれぞれ計上ですが、保険給付費等に係るそれぞれの負担割合に応じた計上であります。

次に、繰入金が2億2,486万5,000円の計上で、保険給付費等に対しての一般会計からの繰入金であります。

次に、906ページの歳出について主なものを御説明いたします。

総務費が3,184万円の計上で、職員の人件費及び介護認定調査等の経費が主なものであります。

次に、保険給付費が11億9,204万3,000円の計上で、対前年度比3,707万5,000円の減額となりましたが、サービス利用による保険給付費の見込みによる計上であります。

次に、地域支援事業費が1億2,037万円の計上で、対前年度比1,095万2,000円の減額となりましたが、実績見込みによる計上であります。

次に、予備費として1,620万7,000円を計上いたしております。

次に、諸支出金が783万2,000円の計上で、保険料の還付金及び介護サービス事業勘定への繰出金であります。

908ページ以降に、事項別明細書を添付しております。

次に、936ページからの介護サービス事業勘定ですが、対前年度比157万9,000円の増額で、配置職員の変更に伴う人件費の増額が主な要因であります。

937ページの歳入につきまして、主なものを御説明いたします。

まず、サービス収入が552万7,000円の計上で、要支援及び要介護の方のケアプラン作成による収入であります。

次に、繰入金683万円の計上で、保険事業勘定からによるものであります。

次に、938ページの歳出ですが、総務費が880万円の計上で、職員の人件費及び研修費が主なものであります。

次に、サービス事業費が388万9,000円の計上で、会計年度任用職員報酬、パソコンシステムの使用料等が主なものであります。

940ページ以降に、事項別明細書を添付しておりますので、参考にしていただきますようお願いいたします。

町の高齢化率も42%を超えてまいりました。これに伴い、保険給付費も増加傾向となつてき

ておりますが、平均寿命が延び行く中、介護予防事業の必要性がますます高くなってきております。町では、地域住民のお力も頂きながら、予防事業のますますの推進を図り、介護を受けずに済む、健康寿命を延ばす取組を積極的に行ってまいります。

以上で、保健福祉総合センター所管の、当初予算議案2件の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第30号について、病院事務長。

○病院事務長（戸高 雄司事務長） それでは、議案第30号令和3年度高千穂町国民健康保険病院事業会計予算について御説明申し上げます。

議案集の1,020ページを御覧ください。

まず、第2条では、業務の予定量を定めております。病床数は、一般病床60床、療養病床60床の計120床となります。また、療養病床60床のうち、14床を地域包括ケア病床としております。

次に、年間患者数を入院患者3万1,025人、外来患者9万1,960人、1日平均患者数を入院患者85人、外来患者380人と見込んでおります。

主な建設改良事業といたしましては、医療機器などの有形固定資産購入費5,809万1,000円を計上しております。

次に、第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。収入の内訳につきましては、医業収益を18億8,151万4,000円、医業外収益を1億7,388万4,000円と見込んでおり、病院事業収益の総額は20億5,539万8,000円となるものです。

一方、支出の内訳といたしましては、医業費用22億858万1,000円、医業外費用1億4,161万4,000円、特別損失額として2,000円を計上しており、病院事業費の費用の総額は23億5,019万7,000円となるものです。

次に、第4条では、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。収入は、企業債2,000万円、負担金1億3,389万5,000円、繰入金275万円とし、資本的収入の総額を1億5,664万5,000円計上しております。

一方、支出であります。建設改良費7,927万9,000円、企業債償還金1億5,778万1,000円、就学資金対預金820万円とし、資本的支出総額は2億4,526万円を計上しております。

また、4条の括弧書きであります。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、内部留保金等で補填するものであります。

次に、第5条では、予定支出の事項の経費の金額を流用することができる場合として、次のよ

うに定めるものであります。業務量の増加等に伴い、病院事業の業務のため、直接必要な経費に不足を生じたときと定めております。

次に、第6条では、議会の議決を得なければ流用することのできない経費として、職員給与費12億9,929万3,000円、公債費150万円、訪問看護費のうち職員給与費3,415万6,000円と定めるものであります。

第7条は、棚卸資産の購入限度額を3億2,456万3,000円と定めるものであります。

第8条は、重要な資産の取得及び処分について定めるものであり、取得する資産、処分する資産につきましては、町財支援システムの入替えを予定しております。

新年度の町立病院の診療体制につきましては、内科6名、腎臓内科1名、小児科1名、外科1名、整形外科2名、耳鼻咽喉科1名の計12名の常勤医師と、眼科、皮膚科、泌尿器科、循環器科、神経内科、それぞれを派遣の非常勤医師に願する予定であります。

当院におきましては、厳しい経営状況であり、住民の皆様には大変御心配をかけておりますが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を最優先に取り組むとともに、さらなる常勤医師の確保、経費の節減、また経営の健全化に努めてまいりますので、今後とも御支援、御協力、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

説明は以上となりますが、1,022ページ以降に、予算実施計画、予定キャッシュフロー決算書等の附属書類を添付しておりますので、併せて御審議いただきますようお願い申し上げます。

以上で、病院事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤 博志議員） 報告第1号、議案第33号、第34号、第35号につきましては、町長の説明のとおりでありますので、関係課長の説明は省略します。

以上で、町長提案の日程第5、報告第1号から日程第42、議案第35号までの合計38件について、説明が終わりました。なお、ただいま説明が終わりました議案第33号、第34号、第35号を除く質疑につきましては、議案熟読の休会を経て、次の会議で行うこととします。

ここで、議案第33号、第34号、第35号の議案熟読のため、午後2時35分まで休憩します。

午後2時25分休憩

.....

午後2時35分再開

○議長（工藤 博志議員） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第40. 議案第33号

○議長（工藤 博志議員） 日程第40、議案第33号西臼杵郡公平委員会委員の選任同意について

てを議題とし、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 異議なしと認めます。よって、議案第33号については、討論を省略して採決することに決定しました。

これから議案第33号を採決します。本案の採決は、無記名投票で行います。

議場出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（工藤 博志議員） ただいまの議長を除く出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に議席番号10番、坂本弘明議員、議席番号12番、富高健一郎議員の2名を指名します。

念のため申し上げます。本案について賛成の方は投票用紙に「賛成」、反対の方は「反対」と記入をお願いします。

なお、投票に賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、「否」とみなすことになっておりますので、御承知おきください。

それでは、投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（工藤 博志議員） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（工藤 博志議員） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号1番、佐藤さつき議員から議席番号順に順次投票を願います。

.....

1番	佐藤さつき議員	2番	板倉 哲男議員
3番	磯貝 助夫議員	5番	安在 昭則議員
6番	本願 和茂議員	7番	中島 早苗議員

8番	馬原 英治議員	9番	佐藤 久生議員
10番	坂本 弘明議員	11番	工藤 博志議員
12番	富高健一郎議員	13番	富高 友子議員
14番	佐藤 定信議員		

.....

○議長（工藤 博志議員） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。

坂本弘明議員、富高健一郎議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（工藤 博志議員） それでは、開票の結果を報告します。

投票総数12票。これは先ほどの議長を除く出席議員に符号しています。賛成12票。

以上のおおり、賛成全員であります。したがって、議案第33号西臼杵郡公平委員会委員の選任同意については、同意することに決定しました。

----- . ----- . -----

日程第41. 議案第34号

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第41、議案第34号高千穂町教育委員会教育長の任命同意についてを議題とし、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 異議なしと認めます。よって、議案第34号については、討論を省略して採決することに決定しました。

これから議案第34号を採決します。本案の採決は、無記名投票で行います。

ただいまの議長を除く出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に議席番号13番、富高友子議員、議席番号14番、佐藤定信議員、議席番号1番、佐藤さつき議員の3名を指名します。

念のため申し上げます。本案について賛成の方は投票用紙に「賛成」、反対の方は「反対」と

記入をお願いします。

なお、投票に賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、「否」とみなすことになっておりますので、御承知おきください。

それでは、投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（工藤 博志議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（工藤 博志議員） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号1番、佐藤さつき議員から議席番号順に順次投票を願います。

.....

1番	佐藤さつき議員	2番	板倉 哲男議員
3番	磯貝 助夫議員	5番	安在 昭則議員
6番	本願 和茂議員	7番	中島 早苗議員
8番	馬原 英治議員	9番	佐藤 久生議員
10番	坂本 弘明議員	11番	工藤 博志議員
12番	富高健一郎議員	13番	富高 友子議員
14番	佐藤 定信議員		

.....

○議長（工藤 博志議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。

富高友子議員、佐藤定信議員、佐藤さつき議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（工藤 博志議員） それでは、開票の結果を報告します。

投票総数12票。これは先ほどの議長を除く出席議員数に符号しています。賛成11票、無効1票。

以上のとおり、賛成多数であります。したがって、議案第34号高千穂町教育委員会教育長の

3番	磯貝 助夫議員	5番	安在 昭則議員
6番	本願 和茂議員	7番	中島 早苗議員
8番	馬原 英治議員	9番	佐藤 久生議員
10番	坂本 弘明議員	11番	工藤 博志議員
12番	富高健一郎議員	13番	富高 友子議員
14番	佐藤 定信議員		

○議長（工藤 博志議員） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。

板倉哲男議員、磯貝助夫議員、安在昭則議員、開票の立会いを願います。

〔開票〕

○議長（工藤 博志議員） それでは、開票の結果を報告します。

投票総数12票。これは先ほどの議長を除く出席議員数に符号しています。賛成12票。

以上のとおり、賛成全員であります。したがって、議案第35号高千穂町教育委員会委員の任命同意については、同意することに決定しました。

議場出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（工藤 博志議員） 以上をもちまして、本日の日程は終了しましたので、これにて散会します。

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御起立お願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午後2時59分散会